

平成 30 年 8 月 6 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 清野 佳紀
(事務局 大阪市健康局総務課)

意 見 書

地方独立行政法人大阪市民病院機構の出資等に係る不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可することについて、異存はない。

以 上